

(11) 非公共事業

中山間ふるさと・水と土保全対策事業 (県事業名：中山間地域等農村活性化事業)	事業主体	県	農村振興課
	所管課班		農村交流対策班

趣 旨

土地改良施設及び土地改良施設と一体的に保全することが必要な耕作放棄地等を含む農地（以下「農地」という。）は農業生産に資する機能やこれと併せて発揮される国土の保全、生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様な公益的機能を有しており、このような機能を良好に発揮させるためには、土地改良施設及び農地の利活用に係る地域住民の共同活動の活発化を図ることが重要である。

中山間地域等においては過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化対策が農政上の重要な課題となっていることから、土地改良施設及び農地の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することは、地域の活性化を図る上で重要である。

このため、中山間地域等において、土地改良施設及び農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行うものである。

事業の内容

市町村における地域住民活動の推進と連携して本対策事業を展開する。

1 対象地域

中山間地域（4法指定地域）及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域。

2 基金の造成

県に基金を造成し、国は県の基金造成に対し補助するものとする。（H5～9年造成済み）
（基金管理主体：県）

3 基金運用益による事業

(1) 調査研究事業

地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全・強化に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査並びに土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全に資する工法等の研究を行う事業。

(2) 研修事業

(1)の調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成を行う事業。

(3) 推進事業

- ・都道府県委員会等の設置及び運営
- ・ふるさと水と土指導員等による土地改良施設や農地の保全に関する現地診断・指導及び地域住民活動の活性化に関する推進指導
- ・市町村単位に構成する保全・整備活動を実践するための組織（ふるさと水と土保全隊）の構想化
- ・ふるさと水と土指導員、ふるさと水と土保全隊が行う、地域住民活動の活性化に関する推進、指導、活動等

中山間地域等直接支払交付金事業	事業主体 農業者の組織する 団体等	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
------------------------	-------------------------	--------------------

趣 旨

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、農業生産活動等を行う農業者に対して交付金を交付する。中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進する。

対象要件

1 対象地域

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法の4法指定地域
- (2) 知事特認地域
 - ① 4法指定地域に接する農用地を有する地域
 - ② 農林統計上の中山間地域
 - ③ 農林地率・人口減少率等が4法指定地域と同等の地域

2 対象農用地

農振農用地区域内であり、1 ha以上の団地又は協働取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上の農用地で、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの。

- (1) 急傾斜農地（田：1/20以上、畑：15度以上、草地・採草放牧地：15度以上）
- (2) 自然条件により小区画・不整形な水田（大多数が30 a未満で平均20 a以下）
- (3) 市町村長の判断により対象となる農地で、次の(1)(2)いずれかに該当するもの。
 - ① 急傾斜農地と連担した緩傾斜農地（田：1/20～1/100、畑・草地・採草放牧地：8～15度）
 - ② 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
 - 高齢化率：40%（農業従事者に対する65歳以上の農業従事者割合）
 - 耕作放棄率：田8%以上、畑15%以上（経営耕地面積と耕作放棄面積の合計面積に対する耕作放棄地面積の割合）

3 対象行為

「集落協定」及び「個別協定」に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の下で、5年間以上継続して農業生産活動や多面的機能増進活動等を行うこと。

4 対象者

協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を対象とする。

5 事業主体：農業者団体等

6 事業実施期間：平成27年度～平成31年度

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	中山間地域等直接支払交付金事業 (4法指定地域)	1/2	1/4	1/4	
	” (県特認地域)	1/3	1/3	1/3	

多面的機能支払交付金事業	事業主体 活動組織等	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
--------------	------------	--------------------

趣 旨

近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念される場所である。このような状況を鑑み、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積等構造改革を後押ししていく必要がある。

このため、地域共同による農業・農村の多面的機能を支える共同活動や農地・農業用水等の地域資源の質的向上を図る共同活動の取組に対し多面的機能支払交付金を交付する。

事業の内容

1 農地維持支払交付金

[事業主体：活動組織等] 平成26年度～平成30年度（5か年）

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行う組織へ交付するもの。

2 資源向上支払交付金

[事業主体：活動組織等] 平成26年度～平成30年度（5か年）

地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う組織へ交付するもの。

3 多面的機能支払推進交付金

[事業主体：推進組織，県，市町村] 平成26年度～平成30年度（5か年）

上記1から2の適正かつ円滑な実施を図るため、推進組織，県及び市町村へ交付するもの。

採 択 基 準

○関係する実施要綱，要領

- ・多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知，以下「実施要綱」という)
- ・多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知，以下「実施要領」という)
- ・多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日25農振第2253号農林水産事務次官依命通知，以下「交付要綱」という)

- (1) 実施要綱に定める事業実施主体の体制が整備されていること。
- (2) 広域活動組織は、集落又は活動組織及びその他関係者との間で協定を締結し、市町村長の認定を受けていること。

[基本的な交付金の限度額]

交付額 (10a当り)	区 分	地 目	交付単価	備 考
	農地維持支払交付金	田	3,000円	
		畑	2,000円	
		草 地	250円	
	資源向上支払交付金（共同活動）	田	2,400円	5年間以上実施した場合は、左記の7.5割とする
		畑	1,440円	
		草 地	240円	
	資源向上支払交付金（施設の長寿命化）	田	4,400円	
		畑	2,000円	
		草 地	400円	

* 交付金の額は、事業計画を認定する市町村が地域の実情に応じて設定することとなる。

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	農地維持支払交付金	1/2	1/4	1/4	
	資源向上支払交付金（共同活動）				
	資源向上支払交付金（施設の長寿命化）				
	多面的機能支払推進交付金	1/1	—	—	

小水力等再生可能エネルギー 導入推進事業	事業主体 県 市町村 土地改良区等 県土地連	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
---------------------------------	--	------------------------------

背景／目的

農業水利施設は、食糧供給の基盤であるのみならず、洪水貯留、地域排水、地下水涵養等に寄与しているが、ポンプ運転等に必要な電気料金の値上げや施設の老朽化等により維持管理費が増大傾向にある。農村地域における再生可能エネルギー供給施設の導入にあたって必要となる調査設計や協議調整等を支援し、円滑な導入に資することを目的とする。（平成24年度創設）

事業の内容

- 1 マスタープラン策定支援事業
都道府県における農業水利施設を活用した小水力等発電施設の計画的な整備を促進するためのマスタープラン策定に対する取り組みに対する支援。
- 2 案件形成支援事業
小水力等発電施設の導入促進のため、小水力等発電施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援。
- 3 概略設計支援事業
小水力等発電施設を導入するにあたり必要となる、概略的な設計に対する支援。
- 4 基本設計支援事業
小水力等発電施設を導入するにあたり必要となる、基本的な設計に対する支援。
- 5 協議・手続支援事業
小水力等発電施設を導入するにあたり必要となる、関係者との協議や各種手続きに対する支援。

採 択 要 件

- 1 マスタープラン策定支援事業
事業を実施する年度内に協議会を設置すること。（※宮城県は平成25年3月25日設置済み）
- 2 案件形成支援事業
土地改良施設又は農業農村振興に資する公的施設に対し再生可能エネルギーを供給する小水力等発電施設の導入が見込まれること。
- 3 概略設計支援事業又は基本設計支援事業
 - (1) 事業終了後速やかに、土地改良施設又は農業農村振興に資する公的施設に対し再生可能エネルギーを供給する小水力等発電施設の整備又は更新を予定していること。
 - (2) 発電施設について、以下の建設費単価を下回るが見込まれること。
 - ・200万円/kW未満（施設利用率 40%未満）
 - ・250万円/kW未満（施設利用率 40～50%）
 - ・300万円/kW未満（施設利用率 50～60%）
 - ・350万円/kW未満（施設利用率 60～70%）
 - ・400万円/kW未満（施設利用率 70%以上）

◎設備利用率＝年間可能発電量（kwh）÷（最大発電出力（kW）×24時間×365日）
◎建設費単価＝発電施設に係る概算建設費÷最大発電出力（kW）

上記の建設費単価を超える場合、地方農政局長等が適当と認めるものは実施可能。
- 4 協議・手続支援事業
土地改良施設又は農業農村振興に資する公的施設に対し再生可能エネルギーを供給する小水力等発電施設の整備又は更新を実施していること又は実施することが見込まれていること。

事業の実施

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）別表1の小水力等再生可能エネルギー導入推進事業の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、小水力等再生可能エネルギー導入推進事業実施要領（最終改正 平成27年4月9日付け27農振第2201号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする。

事業実施期間 平成28年度まで

負担割合	区分	国	県	市町村 改良区等	補助の 上限額※1	備考
	マスタープラン策定支援事業	定額	—	—	1,000千円/地点	事業主体：県
	案件形成支援事業	定額	—	—	2,000千円/地点	
	概略設計支援事業	定額	—	—	5,000千円/地点	
	基本設計支援事業	1/2	—	1/2※2	5,000千円/地点	
	協議・手続支援事業	定額	—	—	600千円/地点	

※1 上限額を超える場合、事業申請書に詳細積算内訳を添付すること。（別途東北農政局と協議が必要）

※2 事業主体：市町村、土地改良区等の場合

（参考）平成28年度 小水力発電の導入に係る主な助成

事業種類	対象施設	事業主体	補助率	助成の内容・条件	備考
かんがい排水事業等の土地改良事業	小水力・太陽光等発電施設	国,都道府県等	・国営事業 2/3ほか ・県営事業 1/2ほか	・農業水利施設の整備と一体的に,土地改良施設に電力を供給する発電施設を整備	発電施設の単独整備は不可
ハ ー ド 事 業 農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業	小水力発電施設	都道府県,市町村,土地改良区等	1/2ほか	・土地改良施設,農林水産省の助成対象の農業施設や公的施設に電力を供給する発電施設を整備 ・小水力発電整備事業計画が作成されていること	
農山漁村地域整備交付金のうち農村集落基盤再編・整備事業	小水力・太陽光等発電施設	都道府県,市町村,農協,土地改良区等	1/2ほか	・農林水産省に係る助成又は融資の対象となっている施設に電力を供給する発電施設を整備 ・農村振興整備事業計画が作成されていること	発電施設の単独整備は不可
ソフト 事業 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	小水力・太陽光等発電施設	都道府県,市町村,協議会,土地改良区等	定額	・農業水利施設を活用した小水力発電の導入の円滑化を図るため,調査・設計等を支援	基本設計は1/2補助
農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業	小水力発電施設	都道府県,市町村,土地改良区等	1/2	・小水力発電施設設置に係る経済性の検討	

美しい農村再生支援事業	事業主体	県	所管課班 農村振興課 企画調整班
		市町村	

趣 旨

地域に受け継がれてきた美しい棚田、歴史ある疏水等は、伝統文化、経験に裏打ちされた持続可能な資源管理の方法等を現在に伝えるとともに、農村の価値の向上に寄与している。

しかしながら、人口の過疎化・高齢化の進行により、このような棚田や疏水等の維持が難しくなってきた。

このため、棚田・疏水等を保全・継承する取組を支援する「美しい農村再生支援事業」（以下「本事業」という。）を実施することにより、美しく伝統ある農村を次世代へ継承することとする。

事業の内容

1 農村資源保全推進対策

美しい棚田、歴史ある疏水等の農村資源を、地域住民等の参加により保全・継承するため、以下の取組を実施する。

- (1) 農村資源の保全・継承に向けた活動計画づくり
- (2) 活動計画に基づく農村の歴史や伝統技術等の調査・分析及びこれらに関する情報発信
- (3) 活動計画に基づく農村資源を活用した価値向上の取組、歴史や伝統技術等の普及活動及びこれらに関する情報発信

2 農村資源保全整備対策

1の計画に位置づけられた以下の施設の整備を、地域住民等の参加により実施する。

- (1) 農地・農業施設保全整備
- (2) 付帯施設整備

事業の実施

○本事業は、次のいずれかを含む地域とする。

- 1 日本の棚田百選又は疏水百選に選定され、かつ、農村振興局長が別に定めるところにより、法律に基づく景観保全等に取り組んでいる地区
- 2 国際連合食糧農業機関により認定された世界農業遺産

○事業実施期間 2年間を上限とする。

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	農村資源保全推進対策	定額	—	—	上限 600万円／1計画
	農村資源保全整備対策 (農地・農業施設保全整備)	定額	—	—	上限 1700万円／1計画
	農村資源保全整備対策 (付帯施設整備)	1/2 (5.5/10)	未定	未定	() は中山間等

農地耕作条件改善事業	事業主体	県	農村整備課
		市町村等	農村環境整備班

趣 旨

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化及び高収益作物への転換を推進するため、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援するもの。

事業の内容

《地域内農地集積型》 最大5年（ハードは最大3年）

- 1 定額助成（主要なもの）
 - (1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） 10万円／10a
 - (2) 暗渠排水 15万円／10a
 - (3) 湧水処理 15万円／100m
 - (4) 客土 10万円／10a
 - (5) 除礫 20万円／10a
 - (6) 用排水路の更新整備 10万円／10m
 - ・上記の場合、中心経営体に集約化（面的集積）する農地については単価を2割加算
 - (7) 条件改善促進支援（調査・調整，実施計画策定，先進的省力化技術導入 等）
 - 1 地区あたり上限300万円（年基準額）
- 2 定率助成（主要なもの）

(1) 農業用排水施設	(2) 暗渠排水	(3) 土層改良
(4) 区画整理	(5) 農作業道	(6) 農用地の保全
(7) 営農環境整備支援	(8) 管理省力化支援	(9) 品質向上支援
(8) 条件改善促進支援（地形図作成，農用地等集団化 等）		

《高収益作物転換型》 最大5年（ハードは最大3年）

- 1 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）
 - ・定額助成 ※1 ※1の合計で1地区あたり上限300～500万円（年基準額）
（プラン作成に係る調査・調整，需給動向の把握，輪作体系の検討，販売先調査 等）
- 2 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））
 - ・《地域内農地集積型》と同様
- 3 高収益作物導入支援（最大5年）
 - ・定額助成 ※1 ※1の合計で1地区あたり上限300～500万円（年基準額）
（技術習得方法の検討・実践，技術者の育成，現場での研修会 等）
 - ・定率助成
（実証展示ほ場の設置・運営，導入1年目の種子・肥料等への支援，農業機械借上費 等）

採 択 基 準

《地域内農地集積型》

- 1 農地中間管理機構との連携概要を策定していること。
- 2 地域内農地集積促進計画，農地耕作条件改善計画を作成していること。
- 3 1地区当たりの事業費（ハード）の合計が200万円以上となること。
- 4 1地区当たりの受益者数が，農業者2者以上であること。

《高収益作物転換型》

- 1 農地中間管理機構との連携概要を策定していること。
- 2 高収益作物転換促進計画，農地耕作条件改善計画を作成していること。
- 3 1地区当たりの事業費（ハード）の合計が200万円以上となること。
- 4 1地区当たりの受益者数が，農業者15者以上であること。
- 5 ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること。

（事業実施区域）

- ・農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域，又は重点実施区域に指定される見込みのある区域。

事業主体

農地中間管理機構，都道府県，市町村，土地改良区，農業協同組合
その他農業者等が組織する団体

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
(団体営)	定率助成	50 (55)	—	50 (45)	()は中山間等 県営は未定
	定額助成	定額	—	—	県営は未定

注1) 平成27年度新規事業で予算区分は非公共事業に分類

注2) 事業は直接補助・間接補助を選択できるが，宮城県では直接補助としている。

農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (水利施設整備事業)	事業主体	県 他	① 農村振興課 地域計画班
			② 農村整備課 水利施設保全班

目 的

津波により被災（浸水）した農山漁村地域の復興を目的として、農地の湛水防止や農業施設等への浸水被害防止のため、農業基盤整備と調整を図りながら基礎となる農業用排水施設の整備等を実施する。

事業の内容

- (1) 基幹水利施設整備型
- (2) 農業用水再編対策型
- (3) 地域用水機能増進型
- (4) 流域水質保全機能増進型
- (5) 排水対策特別型
- (6) 水利区域内農地集積促進型
- (7) 基幹水利施設保全型
- (8) 地域農業水利施設保全型

採 択 要 件

事業実施要件の詳細は東日本大震災復興交付金交付要綱を参照。

○関係する実施要綱

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）

（最終校正平成26年4月1日付け25地第494号農林水産事務次官依命通知）

別添 1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業

別添 1 - 4 水利施設整備事業に係る取扱

※参考URL（復興庁HPより）<http://www.reconstruction.go.jp/topics/000437.html>

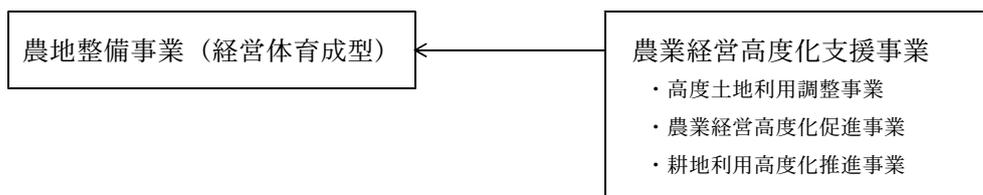
負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	復興基盤総合整備事業	75	17	8		一般地域に適用

農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (農地整備事業)	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農地復興推進室 農地復興推進班 農村整備課 ほ場整備班
--	--------	--

目 的

津波により被災（浸水）した農山漁村地域の復興を目的として農地等の生産基盤整備（区画整理）事業を行う。単なる原形復旧だけではなく、大区画化により農地の面的な集約，経営の大規模化・高付加価値化を行い，収益性の高い農業経営の実現を目指し，復旧・復興を加速化させるもの

(ハード事業) (ソフト事業)



事業の内容

1 農地整備事業（経営体育成型）

次に掲げるア～オの事業のうち2以上（ア，イは単独でも可）の事業を実施。

- ア 区画整理
- イ 暗渠排水
- ウ 農業用排水施設
- エ 農道
- オ 客土

上記のほか，当該生産基盤整備事業と密接な関連事業と併せて一体的に実施するもの。

2 農業経営高度化支援事業

(1) 高度土地利用調整事業

ア 指導事業

土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため，都道府県が行う普及・指導活動

イ 調査・調整事業

関係農家の意向調査活動，土地利用調整活動，関係機関との調整等調査・調整活動

(2) 農業経営高度化促進事業

高度経営体面的集積促進事業

高度経営体への農用地の面的利用集積に向けた促進支援

(3) 耕地利用高度化推進事業

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平，暗渠の維持管理，その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

採 択 要 件

1 事業完了時において，事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち，農村振興局長が別に定める集積団地要件を満たす農用地面積の割合が以下のとおり増加することが確実に見込まれること。

- ・事業採択時における担い手農地面的集積率が13%未満である場合は，これが20%以上となること。
- ・事業採択時における担い手農地面的集積率が13%以上35%未満である場合は，これが7ポイント以上増加すること。
- ・事業採択時における担い手農地面的集積率が35%以上38.5%未満である場合は，これが42%以上となること。
- ・事業採択時における担い手農地面的集積率が38.5%以上63%未満である場合は，これが3.5ポイント以上増加すること。

- ・事業採択時における担い手農地面的集積率が63%以上66.5%未満である場合は、これが66.5%以上となること。
- ・事業採択時における担い手農地利用集積率が66.5%以上である場合は、事業実施により、これらの担い手への面的集積が図られること。

- 2 受益面積が20ha以上であること。（ただし、合計60ha以上の営農上のまとまりある区域内であれば、20haがまとまってなくとも可）
- 3 事業実施地区にかかる市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施すること。
- 4 農業経営高度化支援事業の実施に当たっては、上記1及び次の要件を満たすこと。
 - (1) 事業実施地区において、農村振興局長が別に定める農業者又は農業者の組織する団体（以下「高度経営体」という。）が促進計画に定める目標年度までに一以上育成されることが確実と見込まれること。
 - (2) 別表の区分の欄の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)の高度経営体面的集積促進事業を行う場合に当たっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。

○関係する実施要綱

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）

（最終校正平成27年8月26日付け27地第249号農林水産事務次官依命通知）

別添1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業

別添1-2 農地整備事業に係る取扱

※参考URL（復興庁HPより）<http://www.reconstruction.go.jp/topics/000437.html>

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業(経営体育成型)移行地区	75	【16.5】 <16.1842>	【6.0】 <6.3158>	2.5	一般地域に適用
		77.5	【15.95】 <15.6823>	【4.3】 <4.5677>	2.25	中山間地域に適用
	新規地区：H24以降新規地区	75	17	8		一般地域に適用
		77.5	14.5	8		中山間地域に適用
	効果促進事業	80	12	8		
農業経営高度化支援事業 実施主体：市町村						
	(1)高度土地利用調整事業					
	ア 指導事業	75	25	—	—	
	イ 調査・調整事業	75	12.5	12.5	—	実施主体：市町村
	(2)農業経営高度化促進事業 高度経営体面的集積 促進事業	75	12.5	12.5	—	実施主体：市町村
	(3)耕地利用高度化推進事業	50	—	—		

※【 】はH25以降一般地域，〈 〉はH23・H24一般地域

農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興基盤総合整備事業)	事業主体	県 市町村	所管課班  農村振興課 地域計画班  農地復興推進室 農地復興推進班

目 的

津波により被災（浸水）した農山漁村地域の復興を目的として農地等の生産基盤整備（区画整理）事業を行う。単なる原形復旧だけではなく、大区画化により農地の面的な集約，経営の大規模化・高付加価値化を行い，収益性の高い農業経営の実現を目指し，復旧・復興を加速化させるもの。

また，集落周辺の地域における農業生産の整備を図るため，農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落生活環境施設の整備を総合的に実施し，農村生活環境の向上に寄与する。

事業の内容

1 農業生産基盤整備

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) ほ場整備 | (4) 農用地開発 |
| (2) 農業用排水施設整備 | (5) 農用地の改良又は保全 |
| (3) 農道整備 | |

2 集落生活環境施設整備

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 農業集落道整備 | (5) 集落防災安全施設整備 |
| (2) 営農飲雑用水施設整備 | (6) 地域農業活動拠点施設整備 |
| (3) 農業集落排水施設整備 | (7) 集落土地基盤整備 |
| (4) 農業施設等用地整備 | |

採 択 要 件

ほ場整備事業は，受益面積が20ha以上であること。

農業生産基盤の整備と集落生活環境施設の整備を総合的に実施する。

その他詳細は，東日本大震災復興交付金交付要綱を参照。

○関係する実施要綱

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）

（最終校正平成27年4月9日26地第515号農林水産事務次官依命通知）

別添 1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業

別添 1 - 1 復興基盤総合整備事業に係る取扱

※参考URL（復興庁HPより）<http://www.reconstruction.go.jp/topics/000437.html>

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	復興基盤総合整備事業	75 (77.5)	17 (14.5)	8 (8)		一般地域に適用 ()は中山間地域に適用